

## 委員会資料のペーパーレス化の実施方法の一部変更

### 1 趣 旨

本市会では、令和7年第3回市会定例会から委員会資料のペーパーレス化を試行実施しているが、これまでの運用状況等を踏まえ、実施方法の一部変更について運営理事会で協議した。

### 2 委員会資料のペーパーレス化の実施方法の一部変更

(理事会協議結果（令和8年1月9日）)

委員会資料のペーパーレス化について、令和8年第1回市会定例会における委員会から、次のとおり実施方法を一部変更した上で、引き続き試行実施する。

#### (1) 委員会の運営方法

- 委員会資料のペーパーレス化に係る移行期間を終了し、資料の紙配付は原則行わないこととする。  
※必要に応じて各自で印刷した資料を持参することは妨げない。

#### (2) 記者席の取扱い

- 委員会資料のペーパーレス化に係る移行期間を終了し、資料の紙配付は原則行わないこととする。

#### (3) 横浜市会HPにおける委員会資料の公開時期

- 市会HPにおける委員会資料の公開時期について、現行の仕様では開会と同時にページが更新されないケースがあることを踏まえ、原則として委員会の開会時刻までを目途に公開する運用とする。